

在住外国人のための 函館生活ガイドブック 2019



函 館 市

目次

住民登録	4
医療保険・年金	7
税金	8
ライフライン	9
ごみの捨て方	10
日本語教室／子育て	13
保育所・幼稚園・認定こども園・学校	16
図書館	18
コミュニティセンター	19
交通・車の運転	20
健康	22
外国語診療が可能な医療機関	23
国際交流団体	24
緊急時の対応	25
ヘルプデスク・各種相談窓口	26



函館山/函館港



寿司



函館クリスマスファンタジー

住民登録

○転入届

観光などの短期滞在者を除き、3ヶ月を越えた在留資格を許可された外国人の方が函館市に転入した場合、函館市に住み始めて14日以内に住民登録を行ってください。届出に必要なものは次のとおりです。

【日本国外から転入した場合】

- パスポート
- 在留カード（もしくは入国管理局により「在留カード後日交付」と記載されたパスポート）、特別永住者証明書、有効とみなされる期間内の旧外国人登録証明書のいずれかのうち、所持しているもの

【日本国内の他市区町村から転入した場合】

- 前住所地の市区町村役場が交付した転出証明書
- 在留カード、特別永住者証明書、有効とみなされる期間内の旧外国人登録証明書のいずれかのうち、所持しているもの
- マイナンバーカード（個人番号カード）
（注：自身や同一世帯の家族が所持している場合のみ）またはマイナンバー通知カード
- 住民基本台帳カード（注：自身や同一世帯の家が所持している場合のみ）

○転居届

外国人の方が函館市内で住所を移動した場合は、新しい住所に住み始めてから14日以内に転居届を行ってください。届出に必要なものは次のとおりです。

- 在留カード、特別永住者証明書、有効とみなされる期間内の旧外国人登録証明書のいずれかのうち、所持しているもの
- マイナンバーカード（個人番号カード）
（注：自身や同一世帯の家族が所持している場合のみ）またはマイナンバー通知カード
- 住民基本台帳カード（注：自身や同一世帯の家族が所持している場合のみ）



○転出届

外国人の方が函館市から日本国内の他の市区町村もしくは日本国外に転出する場合は、転出するまでに転出届を行ってください。届出に必要なものは次のとおりです。

【日本国内の他市区町村へ転出する場合】

- 在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、パスポート等のご本人確認書類
- マイナンバーカード（個人番号カード）
（注：自身や同一世帯の家族が所持している場合のみ）
- 住民基本台帳カード（注：自身や同一世帯の家族が所持している場合のみ）

※転出届を受付後、転出証明書を交付します。新しい住所に住み始めてから14日以内に転入先の市区町村役場に交付された転出証明書を提出して転入届を行ってください。

【日本国外へ転出する場合】

- 在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、パスポート等のご本人確認書類
- マイナンバーカード（個人番号カード）
（注：自身や同一世帯の家族が所持している場合のみ）またはマイナンバー通知カード
- 住民基本台帳カード（注：自身や同一世帯の家族が所持している場合のみ）

○世帯主との続柄の変更届

外国人の方が日本の方式以外で婚姻や離婚等が成立した場合、そのことにより住民票上の世帯主との続柄が変更となる場合は、変更になった日から14日以内に「世帯主との続柄の変更届」を行ってください。なお、届書に添付する書類は国籍等により異なりますので、事前にお問い合わせください。

【住民登録時の注意事項】

- 代理人が住民登録の届出を行う場合、上記書類のほか、委任状と代理人の本人確認書類をご持参ください。
- 転入届および転居届の際に、在留カード等をお忘れになった場合は、住み始めてから14日以内に別途、入管法等に基づく「住居地届出」の手続きが必要ですので、ご注意ください。
- 外国籍の方が住民登録の届出をする場合、その世帯主との続柄を証する公的文書が必要となる場合があります。この続柄を証する文書がない場合は、世帯主との住民票上の続柄を「同居人」もしくは「縁故者」と登録することがあります。ご注意ください。

●続柄を証する公的文書とは

- **日本で婚姻届や出生届を出している場合**
その届書を受理した市区町村役場で交付する続柄が記載された受理証明書が必要です。
(函館市に届出している場合は不要です。)
- **日本で婚姻届や出生届を出していない場合**
外国籍の方の本国官憲が発行する続柄を証する文書が必要です。日本語以外の文書の場合は、日本語の訳文を添付してください。その際、訳文には翻訳者の直筆の署名が必要です。

○住民票の写しの交付

住民の居住関係等を公証する書類が住民票です。住民登録の届出を出した場合、住民票に登録されます。

住民票の写しを請求する時は、窓口に備え付けの請求用紙に函館市の住所、氏名、生年月日、世帯主の氏名を記入し、ご本人であることの確認書類として在留カード、運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、健康保険被保険者証等のうち、いずれか1つを提示してください。

函館市の住民票の写しには次の2つの様式があります。

- 世帯全体の住民票の写し
- 一人の住民票の写し

いずれの様式も、請求の際、次の事項を載せるか載せないかの選択が必要です。

- 世帯主との続柄と世帯主の氏名
- 本籍とその筆頭者の氏名（同じ世帯に日本人の方がいる場合でその方の証明を必要とする場合のみ）
- 住民基本台帳法第30条の45の区分（中長期在留者、特別永住者、経過滞在者等であること表示）
- 国籍／地域
- 在留資格、在留期間等、在留期間の満了日
- 在留カード等の番号
- 氏名の通称の履歴（氏名の通称の履歴がある場合のみ）

どちらの様式が必要か、またどの事項が必要か不要か、住民票の写しの提出先に事前にご確認ください。交付の際、住民票の様式や表示させる事項に関わらず、1通につき300円の手数料が必要です。

○マイナンバーカード （個人番号カード）の交付

2016年1月からマイナンバーカード（個人番号カード）の交付が始まりました。交付をご希望の場合、詳細はお問い合わせください。

おもて

うら



○出生届

外国人の方が日本で出生した場合は、出生した日を含めて14日以内に出生届を行ってください。出生届を提出すると「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。なお、経過滞在期間の60日を越えて日本に在留する場合は、出生から30日以内に札幌入国管理局函館港出張所において在留資格取得申請が必要です。この申請に必要な書類は次のとおりです。

- ・出生届受理証明書（出生届の際にご請求ください。）
- ・住民票の写し（出生子の世帯全員のもの。）
- ・出生子の扶養者の住民税の課税証明書および納税証明書
- ・出生子の扶養者の在職証明書（勤務先から交付を受けてください。）
- ・出生子の旅券または旅券を提示することができない理由書（旅券の発給に時間がかかる場合は、旅券の発給を待つことなく、誕生日から30日以内に申請してください。）

※申請の詳細は、札幌入国管理局函館港出張所へお問い合わせください。

また、自国の大使館または領事館にも出生の報告が必要です。

○死亡届

外国人の方が日本で死亡した場合、親族や同居人の方はその事実を知った日から7日以内に死亡届を行ってください。また、死亡された方の自国の大使館または領事館にも死亡の報告が必要です。

○婚姻・離婚等の届出

・日本の方式で婚姻・離婚等を成立させる場合

外国人住民の方が日本の方式で婚姻や離婚等を成立させる場合、市区町村役場の戸籍担当者窓口への届出が必要です。なお、国籍や年齢等により届書に添付すべき書類が異なりますので、必ず事前に窓口までお問い合わせください。

・外国の方式で婚姻・離婚等が成立した場合

外国人住民の方の婚姻等が外国の方式で成立しても、通常、市区町村役場への届出は不要ですが、婚姻または離婚した相手が日本人の場合は届出が必要です。届書に添付する書類は、国籍等により異なりますので、必ず事前に窓口までお問い合わせください。

住民登録・戸籍の届出についての問い合わせ

函館市市民部戸籍住民課届出担当

函館市東雲町4番13号 函館市役所1階

TEL 0138-21-3173

住民票の写し・マイナンバーカード（個人番号カード）の交付についての問い合わせ

函館市市民部戸籍住民課証明担当

函館市東雲町4番13号 函館市役所1階

TEL 0138-21-3168

○在留カードの返納

出国する場合には、出国する空港で在留カード（在留カードとみなされる「旧外国人登録証明書」を含む）を返却してください。（再入国許可を受けて出国する場合は除きます）

死亡の場合は、その死亡の日（死亡後に在留カードを発見した場合は、その発見の日）から14日以内に入国管理局に在留カードを返却してください。

○在留期間の更新、在留資格の取得・変更、在留カードの交付、再入国許可など

地方入国管理局において受付けします。詳しくは下記までお問い合わせください。

在留管理制度についての問い合わせ

札幌入国管理局函館港出張所

函館市海岸町24番4号

函館港湾合同庁舎5階 TEL 0138-41-6922

入国管理局外国人在留総合インフォメーション

センター TEL 0570-013904

医療保険・年金

日本では、国民皆保険制度のもと、公的医療保険と公的年金への加入が義務づけられています。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金 についての問い合わせ

函館市市民部国保年金課

函館市東雲町4番13号 函館市役所1階

TEL 0138-21-3150 (国民健康保険)

TEL 0138-21-3184 (後期高齢者医療制度)

TEL 0138-21-3159 (国民年金)

(1) 医療保険

日本での医療保険は、勤務先で加入する社会保険と、市役所で加入する国民健康保険、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の3種類があります。

日本人・外国人を問わず、民間の保険に入っても、いずれかに加入しなければなりません。医療保険に加入しないで医療機関にかかる場合、医療費は全額自己負担となり、かなり高額となりますが、公的医療保険に加入すると、医療費の1～3割を支払うだけですみます。この保険は、歯科にも適用されます。医療機関にかかる場合は、必ず保険証を提示します。

社会保険料は収入によって決まり、給与から天引きされます。国民健康保険料は、前年の所得および家族構成によって決まり、世帯主が納入します。後期高齢者医療保険料は、本人および世帯主の前年の所得によって決まり、被保険者本人が納付します。

加入手続きなどのお問い合わせは、社会保険については勤務する会社へ、国民健康保険については国保年金課、各支所までお問い合わせください。後期高齢者医療制度については、加入手続き不要です。ただし、一定の障がいがある65～74歳の方が加入する場合は手続きが必要となります。詳しくは国保年金課、各支所までお問い合わせください。

医療保険制度の概要については厚生労働省のホームページに掲載されています。

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/health-insurance/index.html> (英語)



(2) 年金

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、日本人・外国人を問わず国民年金に加入することになっています。加入手続きは市役所で行っております。勤務先で厚生年金に加入する方は、国民年金加入手続きは不要です。

なお、社会保障協定に基づき日本の年金制度への加入が免除される場合があります。

厚生年金保険料は、収入金額によって決まり給与から天引きされます。国民年金保険料は、収入金額にかかわらず、定額で本人が納付します。

受給資格要件を満たせば、65歳から年金を受け取ることができますし、万が一の時には障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

帰国の際、年金保険料を6か月以上納めた場合には、脱退一時金の制度がありますので、詳しくは年金事務所にご相談ください。

国民年金に加入中で保険料の納付が困難な方は、所得に応じて免除制度があります。そのほかに学生のための納付特例制度や、生活保護を受給した場合の申請免除の制度もありますので、お近くの市役所・年金事務所へご相談ください。

年金についての詳しい情報は日本年金機構のホームページでも掲載されています。

日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/international/english/h/index.html> (英語)



税金

日本における税金は、所得に課せられる所得税（国が課税）、住民税（市と道が課税）、その他（消費税や自動車税など）があります。外国籍であっても、日本人と同じように、税金を支払う義務があります。

（１）所得税

所得税は、その年の1月から12月の間に得た所得に対して課せられる税金です。例えば、会社で働く場合、毎月の給料から収入金額等に応じて、自動的に差し引かれます。

税率や課税範囲は、居住形態や所得の金額・種類によって異なります。非居住者（国内に住んで1年未満の者）は、おおむね20.42%（所得税および復興特別所得税）の税金が課せられます。

ただし、個別に事情が異なりますので、1年未満であっても居住者と認められる場合があります。

また、租税条約を結んでいる国では、職種によって免税になる場合もあります。

詳しくは、自分の会社に問い合わせるか、税務署にお問い合わせください。

函館税務署 函館市中島町37番1号

TEL 0138-31-3171（自動音声）

<http://www.nta.go.jp/english/index.htm>（英語）



（２）住民税（市民税・道民税）

住民税は、前年の所得に対して課せられる税金です。税額は、前年の所得状況に応じて、函館市で決定します。会社に勤めている方は、原則、毎月の給料から自動的に差し引かれますが、それ以外の方については、個人で支払うことになります。

なお、租税条約を結んでいる国では、職種によって免税になる場合もあります。

詳しくは、自分の会社に問い合わせるか、函館市財務部税務室市民税担当にお問い合わせください。

函館市財務部税務室市民税担当

函館市東雲町4番13号 函館市役所2階

TEL 0138-21-3213

（３）消費税

消費税は、買い物やサービスなどのあらゆる消費にかかります。税率は8%ですが、2019年10月1日から「お酒と外食を除いた飲食料品」と「週2回以上発行される新聞」以外は10%になります。

商品やサービスの表示価格に含まれていない場合がありますので、支払う際には消費税分を上乗せする必要があります。

また、事業を行っている方は、確定申告をして消費税を納付しなければならない場合があります。

詳しくは税務署にお問い合わせください。

函館税務署 函館市中島町37番1号

TEL 0138-31-3171（自動音声）

（４）自動車税・軽自動車税

自動車などの所有者または使用者に課せられる税金ですが、所有している自動車の種類によって自動車税と軽自動車税に分かれます。

《普通自動車などの自動車税についての問い合わせ》

・課税に関することおよび住所変更に関すること

札幌道税事務所自動車税部

札幌市北区北22条西2丁目

TEL 011-746-1190（課税）

011-746-1197（住所変更）

・納税に関すること

渡島総合振興局納税課

函館市美原4丁目6番16号

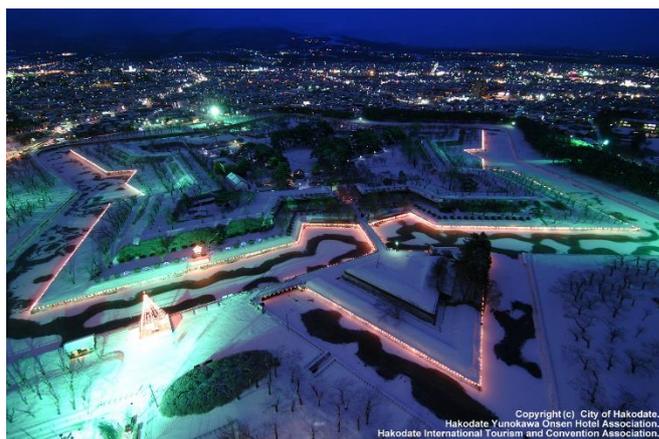
TEL 0138-47-9448

《軽自動車やバイクなどの軽自動車税についての問い合わせ》

函館市財務部税務室市民税担当

函館市東雲町4番13号 函館市役所2階

TEL 0138-21-3207



Copyright (c) City of Hakodate.
Hakodate Yunokawa Onsen Hotel Association.
Hakodate International Tourism and Convention Association.

ライフライン

(1) 電気

函館では100V（ボルト）、50HZ（ヘルツ）の電気製品しか使えません。（まれにエアコンなどで200Vの製品もあります。買う時に販売店に相談してください。）西日本では60HZしか使えません。最近は50HZでも60HZでも両方対応する機器が多いですが、買う時やもらった時、引っ越した時には注意が必要です。

なお電力会社は、平成28年4月から電力の小売全面自由化により、北海道電力以外の選択も可能になりました。

北海道電力函館支店 函館市千歳町 25 番 15 号
<http://www.hepco.co.jp/english/index.html>
（英語）



料金や契約についての問い合わせ

ほくでん契約センター TEL 0120-12-6565

電気がつかないときの問い合わせ

函館支店 TEL 0138-22-4112

(2) 水道

函館では函館市企業局が水道水と下水道のサービスを行っています。水道水は飲用に適しています。函館市ホームページ

「上下水道・温泉・浴場」（関連ページ）
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/jougesuido/>



料金や契約についての問い合わせ

・函館市水道お客さまセンター
（受託者 第一環境株式会社）
函館市末広町 5 番 14 号（函館市企業局庁舎）
TEL 0138-27-8731

・函館市企業局管理部東部営業所
函館市新浜町 156 番地 1
（榎法華支所内）
TEL 0138-86-3533



●水道管の凍結・故障

函館は冬になると気温が零度を下回り、水道管が凍結して水が出なくなったり、最悪の場合破裂することがあります。室内でも瞬間湯沸器やボイラーなどの機器、便器、シャワーなど、思わぬところで凍結が起こる場合がありますので注意が必要です。

水道管の凍結を防ぐために、外出するときや夜間には水抜きをしてください。水道管の水抜きは蛇口を開いたままで不凍水抜栓（防寒器）を閉めます。機器の水抜きは不凍水抜栓（防寒器）を閉めた後、各機器附属の水抜装置を操作し水を排出します。

もし完全に凍結してしまった場合は、**指定給水装置工事事業者**または**水道修繕センター**（函館管工事業協同組合 函館市西桔梗町 819 番地 6
TEL 0138-83-2661）にお問い合わせ、業者を紹介してもらってください。

●下水管の詰まり

（水洗トイレ・台所・風呂などの排水が流れない）道路に埋設されている下水管から、最初のマス（以降「公共マス」）までを市が維持管理しており、公共マスより下水管側が詰まっている場合は、**下水道管理センター**（函館市排水設備指定業者協同組合 函館市金堀町 10 番 22 号 TEL 0138-31-7211）までご連絡ください。

また、公共マスより宅地側が詰まっているときは、個人で清掃していただくこととなりますので、**指定排水設備工事業者**または**下水道管理センター**（TEL 0138-31-7211）にご連絡ください。なお、指定工事業者一覧は、函館市のホームページに掲載しています。

函館市企業局指定給水装置工事業者・排水設備工事業者

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021200231/>



(3) ガス

家庭で使うガスには、ガス管で供給される都市ガスと、ボンベで供給されるLPガス（プロパンガスともいいます。）の2種類があります。ガスの種類に合わないガス器具を使うと非常に危険ですので、注意が必要です。

都市ガスは「北海道ガス（北ガス）」、LPガスは市内のLPガス販売店が取り扱っています。

都市ガスに関する問い合わせ

北海道ガス 函館支店
函館市万代町 8 番 1 号 TEL 0138-41-3175
<https://www.hokkaido-gas.co.jp/english/index.html/>（英語）

※LPガス販売店については、市内にたくさんありますので、最寄りの販売店を入居する際に不動産業者に聞いたり、周りの住民に聞いたり、電話帳で調べるなどしてください。



ごみの捨て方

一般家庭のごみは、6分別となっており、そのうち「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」については、決められた収集日に、決められた袋等を出してください。収集日は地域によって異なりますので、市から配布されるごみ収集日カレンダーに従ってください。

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、函館市指定のごみ袋およびごみ処理券のみ使用可能ですので、スーパーやコンビニエンスストア等で購入してください。「粗大ごみ」については、申込制となっており、申込時に収集日や料金についてお知らせしますので、下記までお申込みください。「乾電池」については、町会館・各支所等に回収箱を設置していますので、そちらにお持ち込みください。また、「燃やせないごみ」のうち小型家電については、市内の公共施設等22カ所、水銀を含む蛍光灯等については、市内の家電量販店やホームセンター等28カ所にそれぞれに設置した回収ボックスで無料回収しておりますほか、「燃やせるごみ」のうち古着については、市内の公共施設等11カ所に設置した回収ボックスで無料回収しております。

函館市環境部 函館市日乃出町 26 番 2 号
https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kankyoh_dept/



ごみに関する問い合わせ
函館市環境部清掃事業課 TEL 0138-51-0796

・ごみ収集日カレンダー
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012100458/>



・家庭ごみの分け方・出し方
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014011600737/>



・ごみ出しの手引き(本庁・湯川・銭亀・亀田支所管内)
https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014011600737/files/hako_tebiki.pdf



・ごみ出しの手引き(戸井・恵山・椴法華・南茅部支所管内)

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014011600737/files/tebiki_4sisyo.pdf



・家庭ごみ分別辞典
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012100816/files/bunnbetujiten.pdf>



粗大ごみの申込先
函館市環境部清掃事業課 TEL 0138-51-5163

小型家電・蛍光灯等・古着の回収に関する問い合わせ
函館市環境部環境推進課 TEL 0138-56-6694

・使用済小型家電の拠点回収を行っています
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014082700015/>



・水銀を含む蛍光灯等の拠点回収(調査回収)を行っています
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2018031200014/>



・古着の拠点回収を行っています
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015031200020/>



・リサイクルマーク
 このマークがある容器や包装は「プラスチック容器包装」に分類されます。

 このマークがあるボトルは「缶・びん・ペットボトル」に分類されます。
PET



函館市で収集するごみ

区分	ごみの例	収集日・出し方
① 〈燃やせるごみ〉 台所ごみ 紙類 木くず類 衣類 プラスチック製品（辺および径がすべて50cm未満のもの）	残飯，魚介・肉類・野菜くず ちり紙，紙コップ，紙おむつ 木片（長さ50cm未満，厚さ10cm未満のもの），落ち葉，服，ふとん，くつなど ビデオテープ，使い捨てライター 洗濯・乾燥済みの衣類は古着の拠点回収に出すことも可	週2回を基本として地域により収集日が決まっている。 指定ごみ袋（ピンク色）に入れて出す。 袋に入らない大きさや長さのものは1品目に対し1枚ごみ処理券を貼付して出す。  
② 〈燃やせないごみ〉 金属類 せともの・ガラス類 プラスチック製品（辺および径が1箇所でも50cm以上のもの） その他	茶碗，皿，コップ，割れたガラス類 プラスチック製のそり，衣装ケース 包丁，ポータブルストーブ，スプレー缶，辺および径が1箇所でも20cmをこえる缶 スプレー缶は中身を出し切るか，使い切ってから出す（穴は開けなくてよい）	2週間に1回を基本として地域により収集日が決まっている。 指定ごみ袋（緑色）に入れて出す。袋に入らない大きさや長さのものは1品目に対し1枚ごみ処理券を貼付して出す。  
③ 〈プラスチック容器包装〉 プラボトル・ふた・ポリ袋・ラップ類・トレイ・パック・カップ類・アルミとの複合素材	シャンプーや洗剤の空き容器，ふた，菓子や食品の空き袋，食品トレー，インスタントラーメンの空き容器，卵パック，レトルト食品の空き袋 （汚れの付着したものはきれいに洗ってから出すこと。汚れを落とせなかったものは「燃やせるごみ」に出す）	1週間に1回を基本として地域により収集日が決まっている。 中身が見える透明または半透明な袋に入れて出す。（無料）
④ 〈缶・びん・ペットボトル〉	缶（辺および径がすべて20cm以下のもの），びん，ペットボトル （水ですすいで，汚れを落とし，ペットボトルはキャップとラベルを外してから出すこと。汚れている缶・びんは「燃やせないごみ」に，ペットボトルは「燃やせるごみ」に出すこと）	2週間に1回を基本として収集日が地域により決まっている。中身が見える透明または半透明な袋に入れて出す（無料）
⑤ 〈家庭から出る粗大ごみ〉 家具類 大型製品類	机，タンス，戸棚，ソファ 自転車，煙突式・FF式ストーブ	環境部清掃事業課（TEL 0138-51-5163）に電話で申し込み，指定された収集日にごみ処理券を貼付して出す。   
⑥ 〈乾電池〉	マンガン乾電池 アルカリ乾電池	町会館，各支所等に回収箱を設置していますので，そちらに持ち込んでください。（無料） ※充電式電池，ボタン電池は最寄りの回収箱が設置されている販売店等に持ち込んでください。（無料）

新聞・雑誌・ダンボール・紙パック等

新聞・雑誌・ダンボール・紙パックなどは、再生利用できる資源物になりますので、町会や自治会、老人クラブ、子供会などが毎月、回収日を決めて行っている集団資源回収に出すよう、ご協力をお願いします。

・集団資源回収

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014020700046/>



函館市で回収しないごみ

区分	ごみの例	出し方
①有害性のあるもの	劇薬，農薬	 <p>環境部清掃事業課 (TEL 0138-51-0796)</p> <p>にお問い合わせください。</p>
②爆発性，引火性のあるもの	LPガスボンベ，油，シンナー，消火器	
③自動車，船舶およびそれらの部品	自動車，タイヤ，バッテリー，マフラー，バンパー，FRP製の船舶，船外機	
④家電4品目	エアコン，テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機	
⑤コンピューター関係機器	パソコン，ワープロ，およびその付属品 	
⑥一度に多量に出るごみ	引越し，大掃除等によるもの	
⑦その他	耐火金庫，電子レンジ，ピアノ，ドラム缶，灯油タンク（90型以上のもの） 	
⑧自宅治療で使用した注射針等の鋭利なもの	糖尿病等で使用した注射針等 	



指定ごみ袋等は、スーパーマーケット・コンビニエンスストア等の取扱店でお求めください。



日本語教室

函館市では無料の日本語教室を開いています。
国籍・年齢に制限はありません。

函館市日本語教室

コース：

【木曜午前】入門コース
初級コース
読み書き初級コース

【水曜夜間】夜間入門コース
夜間初級コース

【日曜午後】初級コース

開講期間：毎年5月から翌年3月まで、概ね週1回、
年間30回程度（夏期、冬期中断あり）

開講場所：函館市青年センター

函館市千代台町 27 番 5 号

受講料：無料

申込み・問い合わせ：

・北海道国際交流センター

TEL 0138-22-0770

FAX 0138-22-0660

Eメール info@hif.or.jp

・函館日本語教育研究会

TEL 090-8370-3556

Eメール jts.jimukyoku@gmail.com

子育て

（1）出産・健康診査・予防接種等

・母子健康手帳

日本で出産する予定の場合、「妊娠届出書」（病院、診療所などからもらってください。）を函館市に提出すると、母子健康手帳および妊婦・産婦健康診査受診票が交付されます。母子健康手帳には、赤ちゃんの発育や予防接種の記録などが記入されます。

・健康診査

函館市では乳幼児の健康診査（無料）を実施しています。詳細については、母子保健課へお問い合わせください。

対象：

4か月児（生後4か月から6か月の前日まで）

10か月児（生後10か月から1歳の前日まで）

1歳6か月児（生後1歳6か月から2歳の前日まで）

3歳児（生後3歳から4歳の前日まで）

実施場所：函館市総合保健センター2階
（函館市五稜郭町23番1号）

・予防接種

生後1か月頃に、「予防接種のしおり」を郵送しています。それより上の月齢で、次ページの予防接種を受けていないお子様には、母子保健課で必要な書類をお渡しします。

種類	対象年齢	接種回数	実施場所	備考
BCG	生後3か月～1歳未満 (生後5か月～8か月未満の接種が望ましい。)	1回	総合保健センター — 2階	実施日時 毎週月曜日(祝日を除く) 午前9時～10時30分
ヒブ 小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回	実施医療機関 (要電話予約) 「予防接種のしおり」をご覧ください。 「予防接種のしおり」をご覧ください。 母子保健課までお問い合わせください。	
B型肝炎	1歳未満	3回		
四種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、不活性ポリオ) 不活化ポリオ	第1期： 生後3か月～7歳6か月未満 第2期： 11歳～13歳未満 (二種混合(ジフテリア、破傷風))	第1期 4回 第2期 1回		
麻しん風しん混合	第1期： 1歳～2歳未満 第2期： 5歳～7歳未満 (小学校入学前の1年間の時期)	第1期 1回 第2期 1回		
水痘	1歳～3歳未満	2回		
日本脳炎	第1期： 生後6か月～7歳6か月未満 第2期： 9歳～13歳未満 <特例> ・2007年4月2日～2009年10月1日生まれの者は第1期・2期を9歳～13歳未満の間に接種 ・2009年4月1日以前生まれの者は第1期・2期を20歳になるまでに接種	第1期 3回 第2期 1回		

※予防接種については、国の法改正などにより内容が変わることがありますので、最新の情報は市のホームページを見るか、母子保健課にご確認ください。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012400763/>



出産・健康診査・予防接種等の問い合わせ

函館市子ども未来部母子保健課
函館市五稜郭町 23 番 1 号
函館市総合保健センター 1 階
TEL 0138-32-1533

(2) 子ども医療助成制度

函館市では、お子さんが、医療機関で診察を受けたときの保険診療に関わる医療費を助成しています。助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

○申請

①対象となるお子さん

中学校卒業までのお子さん（満 15 歳に達する日（誕生日の前日）以降の最初の 3 月 31 日までのお子さん）

②助成の範囲

入院、通院、調剤、訪問看護、補装具の費用（自己負担あり、食事療養標準負担額等を除く）

③交付申請に必要なもの

健康保険証・印鑑（サイン可）・母子手帳（出生のみ）。転入された方は、所得・課税証明書、非課税世帯の方は、18 歳以上の世帯全員分の非課税証明書が必要です。

子ども医療助成制度の問合せ

函館市子ども未来部子育て支援課
函館市東雲町 4 番 13 号 函館市役所 2 階
TEL 0138-21-3181

(3) 児童手当

外国人の方で、短期滞在である方（観光・演劇などの公演出演者等）等を除き、日本に居住（子どもについても、日本国内に居住していることが条件となります）し、住民基本台帳に登録が行われている方については、日本人と同様に児童手当の支給を受けることができます。

○手続

①児童が生まれたときや函館市に転入した場合（住民基本台帳に登録された場合）は、誕生日や転入した日の翌日から起算して 15 日以内に「児童手当認定請求書」を提出する必要があります。申請日の翌月分から手当が支給されます。申請時には、受給者となる方の普通預金の通帳、健康保険被保険者証を持参してください。

日本国内の他市区町村から転入した場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバー通知カードも必要です。

②住所・氏名を変更した場合は、変更した日の翌日から起算して 15 日以内に変更届を提出してください。また振込先の金融機関の変更を希望する場合（受給者の口座に限る）は、変更届と通帳の写しの提出が必要です。

③現在登録されているお子さんの他、児童の人数に変更があった場合（出生等による増員、児童が帰国する等減員した場合）については、その事由の発生日の翌日から 15 日以内に「児童手当額改定認定請求書（額改定届）」の提出が必要となります。

④函館市から他都市に転出する場合や、日本から出国する場合（再入国許可を受けた場合を除く）については、転出（出国）する前に、「児童手当受給事由消滅届」（廃止の届出になります）を提出してください。

児童手当の問い合わせ・申請書等の提出先

函館市子ども未来部子育て支援課
函館市東雲町 4 番 13 号 函館市役所 2 階
TEL 0138-21-3267



保育所・幼稚園・ 認定こども園・学校

(1) 保育所および認定こども園（保育所機能部分）
保育所等は、子どもの保護者が保育の利用を必要と認められる場合に利用できますが、事前に支給認定証の交付を受ける必要があります。保育所等で預かる子どもの年齢は乳児（生後57日目以降）から6才（小学校入学）までです。（ただし、一部の保育所等では異なります。）保育料は前年度の市町村民税課税額などに応じて決められます。保育所等の空き状況や利用申請に必要な書類などは、各窓口にお問い合わせください。

函館市子ども未来部子どもサービス課

（下記の2園を除く函館市内の保育園および認定こども園）
函館市東雲町4番13号 函館市役所1階
TEL 0138-21-3270

恵山福祉課（つつじ保育園）

函館市日ノ浜町127番 TEL 0138-85-2335

南茅部福祉課（南かやべ認定こども園）

函館市川汲町1520番 TEL 0138-25-6045

保育所…認定こども園（保育所部分）を利用するときの手続き
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017051700061/>



(2) 幼稚園および認定こども園（幼稚園機能部分）
幼稚園等は、満3才から小学校入学までの子どもが教育を受けるために通う施設で、入園の条件は特にありません。入園の申し込みや問い合わせは直接各幼稚園等までお願いします。

幼稚園…認定こども園（幼稚園部分）を利用するときの手続き
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016061500135/>



※認定こども園は、保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持つ施設で、満3歳以上の子どもは、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。

市立幼稚園の利用手続きについて
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031700271/>



(3) 教育

日本の教育制度は、小学校6年、中学校3年、高校3年、大学4年が基本です。このほか、専修学校や高等専門学校、短期大学などの学校もあります。このうち、小学校と中学校は義務教育となっています。（外国籍の方は義務ではありません。）日本の学校は、一般に4月から始まり3月で終わります。

①小・中学校

通う小・中学校は地区によって決まっています。市立小・中学校の授業料や教科書代は無料ですが、小・中学校の昼食は給食が出るので給食費がかかります。日本国籍の方には小学校入学の前年にお知らせが届きますが、外国籍の方には届きません。小・中学校の入学等については**函館市教育委員会**にお問い合わせください。

函館市教育委員会学校教育課
東雲町4番13号 函館市役所5階
TEL 0138-21-3553

函館市教育委員会保健給食課
東雲町4番13号 函館市役所5階
TEL 0138-21-3546（給食に関すること）

②高校

函館市内には、市立1、道立6、私立8の高校があります。高校に入学するには選抜試験を受け合格する必要があります。編入の場合も試験があります。詳しくは各学校にお問い合わせください。





Copyright (c) City of Hakodate.
Hakodate Yunokawa Onsen Hotel Association.
Hakodate International Tourism and Convention Association.



Copyright(c) City of Hakodate.
Hakodate Yunokawa Onsen Hotel Association.
Hakodate International Tourism and Convention Association.

図書館

《図書館カードの作り方》

図書館で本などを借りたい場合は「図書館利用者カード」を作らなければなりません。

図書館利用者カードがあれば、市内のどこの図書館からでも本を借りることができます。

カードを作るには身分証明証が必要です。

身分証明証には函館市内に居住していることを記す住所が記載されていなければなりません。

パスポートを身分証明証として使うには、その他に函館市内に住所があることを記した書類などを持っていく必要があります。

函館市中央図書館

38万冊を超える一般図書と8万冊を超える児童図書を所蔵しており、函館市内では最も規模の大きい図書館です。自習スペースや研修室も整備されており、子どもから学生、大人の方まで利用できる図書館です。

サービス内容：本・雑誌・CDの貸し出し/絵本・紙芝居の読み聞かせ/映画などの上映/各種講座

開館時間：午前9時30分～午後8時

休館日：毎週水曜日、毎月最終金曜日

〒040-0001 函館市五稜郭町26番1号

函館バス「中央図書館前」下車後すぐ

市電五稜郭公園前電停下車、徒歩15分

TEL 0138-35-5500

千歳図書室

開館時間：午前10時から午後5時まで

休館日：毎週月曜日、毎月第3金曜日、祝・休日

〒040-0033 函館市千歳町15番10号

市電「新川町」電停から徒歩5分、函館バス各系統「新川町」下車

TEL 0138-23-9811

FAX 0138-23-9812

港図書室

開館時間：午前10時から午後5時まで

休館日：毎週月曜日、毎月第3金曜日、祝・休日

〒041-0821 函館市港町2丁目7番1号 2階

函館バス各系統「東港」バス停側

TEL 0138-43-8211

FAX 0138-43-8211



湯川図書室

開館時間：午前 10 時から午後 5 時まで
休館日：毎週月曜日，毎月第 3 金曜日，祝・休日
〒042-0932 函館市湯川町 2 丁目 40 番 13 号
（湯川支所 2 階）
市電「湯の川」電停から徒歩 10 分，
函館バス各系統「湯川中学校前」バス停から
徒歩 3 分
TEL 0138-57-4120
FAX 0138-57-4120

旭岡図書室

開館時間：午後 1 時から午後 5 時まで
休館日：毎週月曜日，毎月第 3 金曜日，祝・休日
〒042-0915 函館市西旭岡町 2 丁目 51 番 12 号
（旭岡団地 2 丁目集会所 2 階）
函館バス各系統「旭岡団地」バス停から徒歩 5 分
TEL 0138-50-2340
FAX 0138-50-2340

桔梗配本所

開館時間：午後 1 時から午後 4 時 45 分まで（土曜
日，小学校の春・夏・冬休み期間は午前 10 時から開
館）
休館日：毎週日曜日，毎月第 3 金曜日，祝・休日
〒041-0808 函館市桔梗 4 丁目 1 番 18 号
（桔梗福祉交流センター内）
函館バス各系統「桔梗福祉交流センター前」
バス停から徒歩 3 分
TEL 0138-47-1510
FAX 0138-47-1510

コミュニティセンター

函館市地域交流まちづくりセンター

市民交流や NPO など市民活動の支援，移住相談や
観光案内など地域情報の発信を通じ，函館地域のコ
ミュニケーションやまちづくり活動をサポート
しています。
〒040-0053 函館市末広町 4 番 19 号
TEL 0138-22-9700
FAX 0138-22-9800
Eメール toiawase@hakomachi.com

函館市女性センター

パソコン，街歩き探検，料理など，女性も男性
も参加しやすい各種講座が開催されています。
また，手芸，ダンスなど様々なグループが女性
センターで活動しています。
〒040-0042 函館市東川町 11 番 12 号
TEL 0138-23-4188
FAX 0138-23-4189
Eメール info@hakodate-josen.com

函館市青年センター

料理や陶芸などの各種講座が開催されています。
また，ダンス，手話，演劇，スポーツなど様々な団体
やサークルが青年センターで活動しています。
〒040-0013 函館市千代台町 27 番 5 号
TEL 0138-51-3390
FAX 0138-51-3395
Eメール info@hako-youth.com



交通・車の運転

市内の主な交通手段としては、市電、バスがあります。

○市電

市街地を走る市営の路面電車を市電といいます。西部地区、五稜郭地区、湯の川地区といった観光地を結んでいます。日中は6分間隔で運行されていて、日常生活の足として、また函館散策にも便利です。市電の運転席の近くには運転士と「指さし会話」をするためのボード（英語・中国語・韓国語）があります。

※中国語は簡体字と繁体字

事前にきっぷを買う必要はありません。電車停留場（電停）で電車の中央部入口から乗り込み、現金で運賃を支払う場合はドアのそばにある発券機から整理券を取り、ICカードの場合は発券機の横にあるカードリーダーにカードをタッチしてください。

降りる停留場がアナウンスされたら、窓枠や天井に取り付けられた降車図ボタンを押してください。

降りる際に運賃を支払います。運賃は前方の出口近くの電光運賃表に表示されますので、整理券の番号で示された料金を支払ってください。現金の場合は支払機に整理券を先に入れ、続いて運賃分の硬貨を入れます。お釣りは出ませんので、ちょうどの額を入れてください。

ICカードの場合は支払機に設置されているカードリーダーにカードをタッチしてください。このとき、支払った運賃が支払機に表示されます。

市電で使えるICカードは、ICAS nimoca（nimoca）のほか、Kitaca、PASMO、Suica、manaca、TOICA、PiTaPa、ICOCA、はやかけん、SUGOCAが使用できます。



小学生以下は半額（10円未満は切り上げ）を支払います。ただし、1歳未満のこどもは無料で、1歳～小学校入学前のこどもは保護者1人につき1人まで無料です。小学生以下が大人用のICカードを使用する場合は、支払機にカードをタッチする前に運転士に伝えてください。

市電に関する問い合わせ

函館市企業局交通部事業課

函館市駒場町15番1号 TEL 0138-52-1273

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/hakodateshiden/>



○バス

市内には、路線バスとして、函館バスが走っています。経路は系統によって異なるので、乗る前にあらかじめ調べておきましょう。行き先はバス車体の前面上部と側面に系統番号とともに表示されています。

函館バスの乗り方は、中乗り、前降りとなっております。ICカードの使用方法についても、市電と同じです。

函館バスに関する問い合わせ

函館バス株式会社 函館営業所

函館市高盛町10番1号

TEL 0138-51-3137

<http://www.hakobus.co.jp>



《交通系ICカード》

『ICAS nimoca』について》

平成29年3月から交通系ICカード『ICAS nimoca』が始まりました。このカードは、市電・函館バスで乗継割引を含めた運賃のお支払いができるだけでなく、全国相互利用サービスに対応する交通機関や主要コンビニエンスストア等でもお支払いが可能な交通系ICカードです。

『ICAS nimoca』で市電・函館バスを利用するとポイントがたまり、乗継割引がご利用いただけます。

このカードは、1枚2,000円で販売（利用可能額1,500円、デポジット500円）しています。チャージすれば何度でも繰り返し使えます。市電・函館バスの車内や函館駅前バス案内所、丸井今井函館店などで販売しています。

『ICAS nimoca』に関する問い合わせ

函館市企業局交通部事業課
函館市駒場町15番1号
TEL 0138-52-1273
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/hakodateshiden/>



函館バス株式会社 函館駅前バス案内所
函館市若松町12番11号
TEL 0138-22-8111
<http://www.hakobus.co.jp/>



「ICAS nimoca」の見本

《はこだて公共交通楽旅マップ》

函館市では、市内公共交通機関の情報をとりまとめたりフレット「はこだて公共交通楽旅まっぷ」を作成しています。楽旅まっぷは下記URLからデータ（日本語版・英語版）をダウンロードできるほか、市内の観光案内所や宿泊施設、空港、フェリー・バスターミナル等の交通拠点、市役所等で印刷物を配布しています。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017052200058/>



問い合わせ
函館市企画部政策推進課
函館市東雲町4番13号
TEL 0138-21-3625
FAX 0138-23-7604

○国際運転免許証

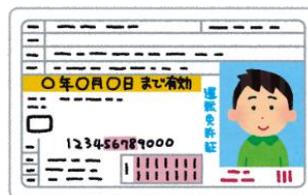
ジュネーブ条約締約国が発行し、同条約に定める様式の国際運転免許証を持っている場合は、日本に上陸してから原則として最長1年間に限り、日本で運転することができます。

○外国の免許証の日本免許証への切り替え

外国で運転免許を取得されている方で、日本に長期滞在する方は自国でとった運転免許を日本の運転免許に切り替える手続きを申請することができます。日本語の会話が十分ではない方は申請の際に通訳を同伴してください。この手続きは原則、電話による事前の確認が必要です。

国際運転免許の効力・運転免許に関する問い合わせ

函館運転免許試験場
TEL 0138-46-2007（日本語のみ）
<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/english/2-tetsuzuki/2-3.html>（英語）



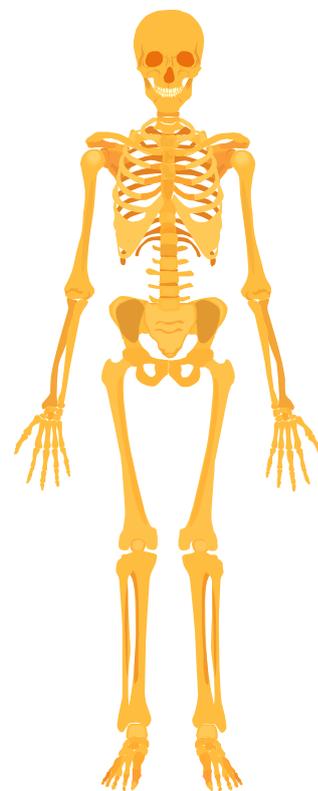
健康

○受診

病院で受診するときは、かならず健康保険証を持って行きましょう。
病院を探す方法は、電話帳やインターネットで調べるほか、近所の住民に聞いてみるのも良いでしょう。

北海道救急医療・広域災害情報システム

<http://www.cq.pref.hokkaido.jp/cq/cq01fnlgsp.asp>
(英語)



○がん検診

函館市では下の表のとおり、がん検診を実施しています。実施場所や、日程、実施方法については、お問い合わせください。

検診名	対象者	検査内容	料金	実施場所
胃がん	満 35 歳以上の市民	問診・胃バリウムレントゲン検査	満 35 歳以上 1,000 円	指定医療機関, 函館市医師会健診検査センター, 各町会館等
肺がん	満 40 歳以上の市民	問診・胸部レントゲン検査・痰の検査	レントゲン検査のみ 100 円 レントゲン検査と痰の検査 600 円	函館市医師会健診検査センター, 各町会館等で行う特定健診 (集団健診) 会場
大腸がん	満 40 歳以上の市民	問診・便潜血検査	指定医療機関 1,000 円 特定健診(集団健診) 会場 500 円	指定医療機関, 函館市医師会健診検査センター, 各町会館等で行う特定健診 (集団健診) 会場
乳がん	満 40 歳以上の市民で、2019 年度は、西暦で奇数年生まれの女性	問診・マンモグラフィ検査	1,800 円	指定医療機関
子宮がん	満 20 歳以上の市民で、2019 年度は、西暦で奇数年生まれの女性	問診・視診・内診・細胞診	けい部のみ 1,500 円 けい部・体部 2,200 円	指定医療機関

申込み・問い合わせ

函館市保健福祉部健康増進課 TEL 0138-32-1532
函館市五稜郭町 2 3 番 1 号 函館市総合保健センター 3 階



外国語診療が可能な 函館市内の医療機関



医療機関名	住所	連絡先	対応可能な外国語	対応の状況
市立函館病院	041-8680 函館市港町 1-10-1	0138-43-2000	英語	日常会話程度の会話力ではあるが対応可能
函館中央病院	040-8585 函館市本町 33-2	0138-52-1231	英語	日常会話程度の会話力ではあるが対応可能
函館五稜郭病院	040-8611 函館市五稜郭町 38-3	0138-51-2295	英語	日常会話程度の会話力ではあるが対応可能
函館新都市病院	041-0802 函館市石川町 331-1	0138-46-1321	英語, ロシア語	日常会話程度の会話力ではあるが対応可能
函館脳神経外科 病院	041-0832 函館市神山 1-4-12	0138-53-6111	英語	日常会話程度の会話力ではあるが対応が可能
西堀病院	041-8555 函館市中道 2-6-11	0138-52-1531	英語	図示や単語の羅列で対応が可能
五稜郭みやざき勢 内科クリニック	040-0011 函館市本町 20-14	0138-32-7008	英語	言葉に不自由することなく対応が可能
清水眼科 クリニック	042-0932 函館市湯川町 3-25-16	0138-36-2222	英語	日常会話程度の会話力ではあるが対応可能
			フランス語, スペイン語, 韓国語, 中国語	図示や単語の羅列で対応が可能
いそべ歯科医院	041-0812 函館市昭和 4-34-10	0138-43-2770	英語	言葉に不自由することなく対応が可能

国際交流団体

函館市には様々な市民団体があります。その中でも、特に国際交流活動が盛んな団体を紹介します。掲載されている団体の他にも函館・道南地区では多くの団体が活動しています。

詳細は以下のURLをご覧ください。
<http://www.hif.or.jp/organization/>



一般財団法人	
北海道国際交流センター（HIF）	
代表者氏名	代表理事：山崎 文雄
連絡先	〒040-0054 函館市元町 14-1 TEL 0138-22-0770 Eメール info@hif.or.jp http://www.hif.or.jp 
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生向けプログラムの実施（日本語日本文化講座夏期セミナー、国際交流夏のつどい など） ・多文化共生に関するイベント、セミナー、講演会の実施 ・在住外国人サポート（外国人相談窓口、ヘルプデスク、情報発信など）

函館日本語教育研究会 （JTS - Hakodate）	
代表者氏名	会長：高橋 かつ子
連絡先	TEL 090-8370-3556 Eメール jts.jimukyoku@gmail.com http://takako9.wixsite.com/nihongo-jts 
活動内容	<p>研究することを目的に創立。その後、道南地区に住む外国人の日本語支援のボランティア活動とともに「函館市日本語教室」の運営も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語サロン ・会員のための学習会 ・函館市日本語教室

函館日中友好協会	
代表者氏名	会長：東出 隆司
連絡先	〒040-0013 函館市千代台町 14-8 担当者：事務局長 木下 正明 TEL 0138-51-0041 Eメール hakodatekai@msn.com http://hakodatenittyuu.cocolog-nifty.com/blog/ 
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中国人留学生との交流会、パーティ ・日中友好新聞「日本と中国」 ・中国語教室 ・中国料理教室など

在日本大韓民国民団 函館支部	
代表者氏名	支団長：曹啓道（チョケド）
連絡先	〒040-0064 函館市大手町 16-3 TEL 0138-22-6411 http://www.mindan.org/ 
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国人留学生との交流 ・韓国語講座 ・姉妹都市高揚市との交流事業サポート

※函館善意通訳会

代表者氏名 会長：市根井 恵子

連絡先 〒041-0852 函館市鍛冶 2-33-3
TEL 0138-55-3966
Eメール hakodategoodwill@yahoo.co.jp
<https://hakodategoodwill.wixsite.com/hakodatesgg/home>


活動内容：政府観光庁に登録の全国組（SGG）の団体で、函館市内をめぐる観光ガイド通訳を中心に活動。

緊急時の対応

緊急時の連絡先

- 警察 TEL「110」
- 消防（火事・救急・救助）TEL「119」
- 海上保安庁（海上での事故等）TEL「118」

○交通事故のとき

「110」に電話します。携帯電話からもかけることができます。

○盗難にあったとき

「110」に電話するか近くの交番に届け出ます。また、クレジットカードや預金通帳を盗まれたときは、銀行やカード会社へすぐに連絡してください。

○火事のとき

火事を発見したら、大きな声で周りの人に知らせ、安全なところから「119」に電話をしてください。携帯電話からもかけることができます。

○急病・けがのとき/救急車を呼ぶ

■夜間に急な病気やけがをしたときは、函館市夜間急病センターを利用することができます。

診療時間 19:30～0:30

診療科：内科・小児科・外科

函館市五稜郭町 23 番 1 号

TEL 0138-30-1199

※急な病気やけがに対応する医療機関のため、日中に受診できる場合はそちらを優先してください。

■重い病気や大ケガなどで急いで手当が必要なときは、「119」に電話をして救急車を呼びます。

（火事の時と同じ番号です）

■119 番通報のしかた（何を伝えればよいか）

- ・火事か、救急か、救助か
- ・場所はどこか（住所や目標になる場所や建物の名前など）
- ・内容を伝える（火事の場合、どこで何が燃えているか、救急の場合、誰がどのような状態かなど）
- ・通報者の氏名、電話番号を伝える（通報が終わったあとでも、携帯電話の電源は切らずに入れておいてください。）

・消防車や救急車のサイレンが聞こえたら、手を振るなど合図をお願いする場合があります。

※函館市消防本部では、外国語による 119 番通報に対応するための多言語通訳サービスを導入しています。（対応言語 17 言語：英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語・タガログ語・インドネシア語・ネパール語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロシア語・マレー語・ミャンマー語・クメール語）24 時間 365 日対応

※携帯電話からの 119 番通報の場合、電波状況により函館市以外の消防本部につながる場合があります。

○通訳の派遣を希望するとき

■通訳者派遣窓口「ヘルプデスク」を利用することができます。（有料）

詳しくは、次のページに記載されている電話番号へお問い合わせください。

地震などの災害に備えてこんなものをリュックサックに入れて用意しておくとう便利です。

リュックサックに入れておくもの



懐中電灯



乾電池



携帯ラジオ



ライター



マッチ



ろうそく



保存できる食料
（最低 3 日分）



軍手



衣類



筆記用具



救急セット



タオル・毛布



水（1 人 1 日 3L）



家族などの写真

貴重品などはすぐ取り出せるようにしましょう



預金通帳



パスポート



在留カード



現金



常備薬

このほかに、赤ちゃんの紙おむつや粉ミルク、女性用の生理ナプキンなども準備しておくとう便利です。また水をもらう時に使う折りたたみポリタンクやカップ・グランドシートなどにも使える防水シートもあるとう便利です。

○災害時情報提供アプリ (Safety tips)

このアプリは、日本国内における緊急地震速報や津波警報、噴火速報、特別警報、熱中症情報、国民保護情報を通知する無料アプリです。

訪日外国人旅行客向けに、災害時に役立つ様々な機能があります。

英語・中国語（繁体字・簡体字）・韓国語・日本語の5言語で提供しています。

Android :

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.co.rcsc.safetyTips.android>



iPhone :

<https://itunes.apple.com/jp/app/safety-tips/id858357174?mt=8>



ヘルプデスク

090-2694-7985

(24時間対応)

函館市では、在住外国人が不安なく生活し、外国人観光客が安心・安全に旅行できるよう、外国人の方が緊急に医療処置等を必要とする場合等の24時間対応窓口「ヘルプデスク」を設置しています。この「ヘルプデスク」は、電話を受けたオペレーターが利用者の状況を確認し、通訳者を派遣するもので、現在は英語、中国語（本土・台湾）、韓国語、ロシア語、タガログ語、ミャンマー語、フランス語の8言語に対応しています。

※オペレーターは日本語と英語に対応可能

各種相談窓口

○外国人生活相談窓口

函館市では、外国人の方に困ったことがあったときに、相談できる窓口を設置しています。窓口では、日本の社会制度や生活習慣に関する情報提供や日常生活のアドバイスを行うほか、困りごと・悩みごとについて、相談に応じます。日本人の支援者からの相談も受け付けます。相談内容によっては、他の適切な相談窓口を紹介します。直接下記の窓口に来て相談することができるほか、電話・FAX・郵便・Eメールでも受け付けています。

函館市企画部国際・地域交流課

函館市東雲町4番13号 函館市役所6階

TEL 0138-21-3619

FAX 0138-23-7604

Eメール hkd-intl@city.hakodate.hokkaido.jp

受付時間 月～金曜日 8:45～17:30

(祝日および12/29～1/3を除く)

一般財団法人

北海道国際交流センター

函館市元町14番1号

TEL 0138-22-0770

FAX 0138-22-0660

Eメール info@hif.or.jp

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

(祝日及び12/29～1/3を除く)

○函館市消費生活センター

消費生活についての相談受付

受付時間：月～土曜日 10:00～16:00

日曜日・祝日 11:00～16:00

(12/29～1/3は閉所)

函館市若松町16番8号 函館駅前ビル 5階

TEL 26-4646 FAX 26-5877



○函館総合労働相談コーナー

(函館労働基準監督署内)
職場のトラブルについての相談
受付時間: 9:00~16:30 (相談日は事前に確認してください) (祝日及び 12/29~1/3 を除く)
函館市新川町 25 番 18 号 函館地方合同庁舎
TEL 0138-87-7600

○外国人労働者相談コーナー

職場のトラブルについての相談
(英語を話す相談員がいます)
受付時間: 金曜日 9:00~16:30
(祝日および 12/29~1/3 を除く)
札幌市北区 8 条西 2 丁目札幌第一合同庁舎 9 階
TEL 011-709-2311 (内線 3538)

○外国人労働者向け相談ダイヤル

外国人労働者の方の相談に的確に対応するため 6 言語に対応しています。労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介を行います。

言語	開設曜日※1	開設時間	電話番号※2
英語	月 ～ 金	10:00	0570-001701
中国語		～ 15:00	0570-001702
ポルトガル語	～ 金	ただし 12:00	0570-001703
スペイン語	火・木・金	～	0570-001704
タガログ語	火・水	13:00 は	0570-001705
ベトナム語	水・金	除く	0570-001706

※1 祝日, 12月28日~1月3日は除きます。
※2 電話料金は、発信者負担となります。

○函館市しごと相談コーナー

職業相談・職業紹介
受付時間: 月~金曜日 8:45~17:15
(祝日および 12/29~1/3 を除く)
函館市東雲町 4 番 13 号 函館市役所 1 階
TEL 0138-21-3115

○ハローワーク函館

職業相談・職業紹介
受付時間: 月・木曜日 8:30~19:00
火・水・金曜日 8:30~17:15
第 1・3 土曜日 10:00~17:00

(祝日および 12/29~1/3 を除く)

函館市新川町 26 番 6 号
函館地方合同庁舎分庁舎
TEL 0138-26-0735

○函館市女性センター

DV と虐待相談・働く女性の悩み相談・家庭生活に関する相談
対応時間は相談内容により異なります。

・DV と虐待相談・働く女性の悩み相談
毎週火・木曜日 10:00~15:00 電話・面談 (予約)
毎週水・金曜日 18:30~20:30 電話・面談 (予約)
・家庭生活に関する相談
毎週月・金曜日 10:00~15:00 電話・面談 (予約)
毎週火・木曜日 18:30~20:30 電話のみ
函館市東川町 11 番 12 号
TEL 0138-23-4188
FAX 0138-23-4189

DV 相談窓口については、以下のウェブサイトでも紹介されています。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012400480/>



○函館市市民部くらし安心課

借金 (多重債務) 問題についての相談・法律の専門家による特別相談
・借金 (多重債務) 問題についての相談
TEL 0138-21-3160
面談受付: 月~金曜日 8:45~17:30
・法律の専門家による特別相談
TEL 0138-21-3136 市民相談担当
予約受付: 月~金曜日 8:45~17:30
(祝日および 12/29~1/3 を除く)
※相談内容によって相談日が決まっていますので、詳細はお問い合わせください。
函館市東雲町 4 番 13 号 函館市役所 1 階

○函館市南北海道教育センター

教育相談 受付時間: 月~金曜日
(祝日および 12/29~1/3 を除く)
来所相談 13:00~17:00 (要電話予約)
電話相談 8:45~17:30
函館市湯川町 3 丁目 38 番 38 号
TEL 0138-57-8251

相談の際に通訳が必要になることもあります。
事前に確認してください。

※この「函館生活ガイドブック」は毎年改定しています。

最新版の情報につきましては、下記までお問い合わせください。

●一般財団法人北海道国際交流センター TEL 0138-22-0770

FAX 0138-22-0660

Eメール info@hif.or.jp

<http://www.hif.or.jp>

●函館市企画部国際・地域交流課

TEL 0138-21-3619

FAX 0138-23-7604

Eメール hkd-intl@city.hakodate.hokkaido.jp

生活ガイドブックは下記のホームページからダウンロードできます。

<http://www.hif.or.jp/hakodatelife/>



<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012300551/>



(2019年4月版)